

銀行に対する厳格監査の及ぼす影響

永 井 康

はじめに

1. 銀行の特殊性
 - (1) 株式会社としての銀行
 - (2) 銀行のコーポレート・ガバナンス
 - (3) 銀行の近年の動向
2. 銀行監督・規制の再編
 - (1) 銀行の不良債権問題
 - (2) 「早期是正措置」の導入
 - (3) 金融監督庁・金融庁の発足
 - (4) プルーデンス政策
 - (5) 自己資本比率規制の意義
 - (6) 金融庁による「金融検査」
3. 銀行に対する公認会計士監査
 - (1) 公認会計士による銀行監査制度の導入
 - (2) 金融検査と外部監査の関係
 - (3) 銀行監査の動向
4. 銀行に対する厳格監査の有効性の検証
 - (1) 実証モデル
 - (2) データの説明
 - (3) 実証分析の推定結果とその解釈

おわりに

はじめに

わが国において、外部監査人による監査が銀行によって意識されるようになったのは、平成10（1998）年の早期是正措置の導入以降といえる。昭和25（1950）年3月には、証券取引法改正を受け、上場企業の提出書類には外部監査人による監査が義務付けられることになって以来、長い期間、銀行は特別な扱いを受けてきた。この早期是正措置に伴う自己査定制度の導入と平成12（2000）年のいわゆる会計ビッグバンによって、銀行と外部監査人を取り巻く環境あるいは銀行と外部監査人との関係も大きく変化した。銀行に対する監査が本格的に開始されて10余年が経過した現在までの間にも、長引く不良債権処理問題、国内景気の長期低迷、証券市況の下落、サブプライム・ローン問題に端を発した金融危機な

ど国内外でさまざまなことが起きている。不良債権処理問題、自己資本比率の低下を契機に、平成14（2002）年10月には、監督当局から、銀行に対して厳格監査が求められた。金融規制・監督の国際協調からも、銀行監督当局の監督から市場原理に基づいた監督体制に移行した。本稿では、銀行のガバナンス構造の特殊性、不良債権処理問題、銀行規制・監督の変遷、自己資本比率規制の意義について考察し、最後に、銀行に対する厳格監査の有効性についての実証分析を行う。

1. 銀行の特殊性

銀行に対する預金者の信認は、銀行の情報収集・分析能力の圧倒的なまでの優越性・非対称性に基づいている。銀行のサービスの特殊性は、必ずしも専門知識を有しない一般消費者にとって外部から銀行の経営状態を判断したり、監視したりすることは困難であることから、銀行が、信用という無形の財を商品にしているということである。ここでは、一株主会社である銀行が、これまで他の産業とは違う扱いを受けていたかという点を検証する。

(1) 株式会社としての銀行

銀行法によれば、銀行は、以下のようなことから、株式会社組織形態によって営むことが要求されている（銀行法4条の2）。株式会社は、①株式発行による資金調達が可能であり、大規模な事業を行うために適していること、②株主総会、取締役会、監査役制度など会社の内部機関が充実していること、③情報開示の制度が充実していることなどの観点から、公共性の高い業務を、安定的かつ継続的に行うためには最も確かな事業形態であると考えられている¹⁾。

銀行の特殊性については、銀行の金融仲介機能と資金決済機能の2つの機能から捉えることができる。まず、金融仲介機能の側面からみると、資金の貸し手と借り手が相手を見出して取引を行うためにはコストがかかるため、銀行がそうした金融取引をスムーズに行う役割を果たしている。具体的には、銀行は、その信用によって成り立っている産業であり、資金を運用して収益を上げたい預金者（貸し手）と、資金を必要としている貸付先（借り手）との間で、銀行は信用に足る仲介者として、その仲介をする機能を果たしている。銀行の中心的な業務である金融仲介業務では、預金を原資として、融資に転換する資産変換を行うことにより、預金者に支払う預金金利と貸付先に課す貸出金利から生じる利鞘が、銀行の収入となる。このような間接金融においては、信用のある相手に資金を貸したいにもかかわらず、情報が得られない預金者は、より情報をもった機関である銀行に資金の運用を委託しているという事実が存在しており、預金契約と融資契約とのそれぞれに情報の非対称性が存在しているという事実がある²⁾。

2つ目の側面としては、銀行の貸借対照表の負債に入る預金が決済手段として使われていることにある。その預金は要求払の義務があるため、預金者が、仮に通常想定される額以上の要求払預金の引出しを求めた場合、銀行がそれを払い戻すための流動性を持ち合わせていないということになる。そこで、銀行が預金の払戻しができないという事態また風評が起これば、他の預金者も銀行に殺到する可能性は高く、この連鎖が信用不安を引き起こすことになる。このように一銀行の倒産はそれにとどまらず、他の銀行への波及、もしくは

は他産業の一般事業会社の倒産にも拡大する可能性がある。

(2) 銀行のコーポレート・ガバナンス

銀行も一株式会社で、かつ多くの場合は上場企業であるにもかかわらず、銀行のガバナンス構造は、一般事業会社とは異なる面がある。近年では、IR活動の強化などにより、コーポレート・ガバナンスにおいても株主価値の向上に力を注ぐ銀行も多くみられ、これまでの規制業種特有の閉鎖的なガバナンス構造からは脱してきているが、預金者とならび株主というステークホルダーの利害関係を重視しなければならない。一般事業会社の場合と異なるステークホルダー構造の特殊性に起因する点は、以下の通りである。

① 一般事業会社の債権者としては、メインバンクが容易に思い浮かぶが、銀行に対する債権者として大多数を占めるのは預金者である。一般事業会社では預金は貸借対照表上の資産となるが、銀行の場合には、資金調達手段として払い込まれた預金は負債に計上される。これを預金者からみると、預金は、銀行に対する無担保債権ということになる。

② 預金者にとって、預金が無担保という無防備な債権であることは、従来からの銀行の信用力に対する絶対的な信頼が前提にあり、これまであまり意識されることがなかった。しかし、近年ではこの「銀行不倒神話」³⁾は崩れ、銀行を含むその他金融機関の経営破綻という事実もあり、加えて、平成17(2005)年4月には、預金保険も定額保護に移行した⁴⁾。

③ 預金者は、預金者全体として圧倒的多数を占めるステークホルダーでありながら、比較的少額かつ不特定多数であるため、一般事業会社でみられるような大口債権者としてのメインバンクによるガバナンス面での影響力を直接的に行使し得えず、預金保険制度による事後的な救済措置を受けるのみである。

これらのことから、預金者の代弁者として、監督当局が事前に関与する意義が認められる。監督当局の関与が正当化されるのは、こうした預金者保護の要請に加え、銀行業務の公益性・公共性にも由来しているが、本質的には後者にあるといえる。すなわち、銀行の決済業務は経済活動の公共インフラを構成しており、個々の銀行のトラブルに伴い決済網を通じてシステム・リスクが伝播し、決済システムや金融システムの動揺を招く場合には、社会全体としての機能をそぐことにつながる可能性がある。個々の銀行の健全性は、全体システム維持のための重要な構成要素となっている。銀行業には、明治23(1890)年の銀行条例以来、免許制が採用されている由縁でもある。銀行の資本が預金者にとっての最終的な担保を果たすため、預金者保護という観点から、現在に至るまで内閣総理大臣の許可を必要としている。

コーポレート・ガバナンスについては、本来、会社法の領域であるが、銀行の場合には、その信用により預金通貨を生み出すという他産業にはない大きな特徴を有しているため、会社法規制の枠組みを超え、特別に金融監督法規制の対象となる。金融監督法の代表としての銀行法をみると、銀行業の公共性・信用秩序の維持・預金者保護といった目的規定(銀行法1条)のほか、報告・資料提出・立入検査・業務停止・免許停止等の規制(同法24条以下、52条の11以下、52条の31以下)が設けられている。また、立入検査(同法25条、52条の12、52条の32)における金融検査マニュアルなどの規定も、直接的、間接的に銀行のコーポレート・ガバナンスに影響を与えている⁵⁾。銀行は、一般事業会社と異なり、シ

ステミック・リスクを回避するため、各種の行政上の救済策等が採られ、アカウントビリティを尽くすことが重要となる。そのアカウントビリティには、経営内容の開示に止まらず、預金者の代弁者としての監督当局による監督・検査等のみならず、公認会計士による監査も甘受する責務があるといえる。

（3）銀行の近年の動向

平成10（1998）年に「金融持株会社法」が施行され、銀行、証券会社や保険会社などの金融機関を傘下に持つ「金融持株会社」が解禁された。平成12（2000）年に、第一勧業銀行、富士銀行および日本興業銀行の3行により、わが国初の銀行持株会社として「みずほホールディングス」が設立されて以降、都市銀行を中心に銀行持株会社を利用したメガ金融グループの再編が急速に進んだ。その後、東京三菱銀行、三菱信託銀行、日本信託銀行による「三菱東京フィナンシャルグループ」など大型再編が相次ぎ、平成25（2013）年現時点では4つの主要な金融グループに再編されている。

平成12（2000）～18（2006）年にかけて米国では、長期間にわたる金融緩和と「サブプライム・ローン」と呼ばれる低所得者向けの住宅ローンにより、住宅バブルが発生した。平成19（2007）年夏以降に、サブプライム・ローンの延滞・担保物件の差押えの急増など返済問題が顕在化すると、サブプライム・ローンが証券化という手法を通じて、それまでに世界中の多様な投資家に販売されファイナンスされていたことから、瞬く間に関連市場において市況の急落が起こった。平成20（2008）年9月には、米国投資銀行の1つであったリーマン・ブラザーズの経営破綻を契機として、金融市場の混乱が一層深刻化し、世界的な金融危機となった。こうした中、比較的その影響が軽微であったわが国のメガバンクは、これを海外事業強化の好機ととらえ、積極的に海外進出に乗り出し、米国投資銀行や米国証券会社への出資により、海外事業や投資銀行業務の強化を図っている。

サブプライム問題による世界的金融危機の再発防止に向けた規制・監督の観点から、国際金融規制体制の強化の一環として「自己資本比率規制（バーゼルⅡ）」の包括的な見直しなどが進められている。過去の不良債権の処理で毀損した自己資本の多くを優先株式で調達していたメガバンクは、自己資本の質についての新たな規制（バーゼルⅢや国際財務報告基準（IFRS）など）への対応を見据えて、大規模な普通株式の公募増資による資金調達を実施している。

最近の報道から、進まぬ不良債権処理と自己資本比率の低下により、平成15（2003）年に公的資金が注入された、りそなホールディングスの動向を例にみると、注入された公的資金を原資に不良債権を処理し、平成14（2002）年度以降から9年間で2兆6千億円の純利益を積み上げ、注入時には11%を超えていた不良債権も現在は2%まで低下し、持ち合い株式も1兆円削減し、公的資金の注入額総額3兆1280億円のうち2兆2563億円を既に返済しており、注入された優先株3000億円と普通株1000億円を年度内に買い入れ消却し、残る1600億円を今後5年間で完済する計画を発表した。りそなホールディングスは、実質国有化から、まさにこの10年で自立経営への道筋をつけたということである。補足ながら、未だに返済の道筋がついていないのは、普通株2169億円が残る新生銀行のみとなった⁶⁾。

表1 銀行監督・規制の再編

平成9（1997）年6月	金融監督庁発足
平成10（1998）年4月	日本銀行法施行（旧日本銀行法の全文改正、平成9（1997）年6月成立） 「早期是正措置」の運用開始
平成11（1999）年4月	金融再生委員会発足
同 年7月	金融監督庁「金融検査マニュアル」の適用開始（同年4月に公表）
平成12（2000）年7月	金融庁発足（金融監督庁の機能を引き継ぐ）
平成13（2001）年1月	金融再生委員会廃止、業務は金融庁へ移管
平成14（2002）年10月	金融庁「金融再生プログラム—主要行の不良債権問題解決を通じた経済再生—」を公表
平成19（2007）年2月	金融庁「改訂版金融検査マニュアル」を公表（同年4月から適用開始）

出所：金融庁の公表資料から筆者作成。

2. 銀行監督・規制の再編

銀行の健全性維持のための規制、監督・検査の考え方は、1990年代以降のわが国の金融危機により、銀行保護色の強いいわゆる護送船団方式あるいは銀行不倒神話から脱却して、銀行の破綻も起こり得ることを前提として大きく見直された。大蔵省は、平成7（1995）年12月に、従来の裁量型行政から客観的なルールに基づく透明性の高い行政への転換を表明した。平成9（1997）年6月には、不良債権の償却方法を規定していた償却証明制度⁷⁾も廃止され、個々の銀行が自ら策定した資産査定基準に従い不良債権を認定するとともに回収の危険度に応じて公正・妥当と認められる金額を貸倒引当金への繰入、あるいは貸出金勘定から償却する扱いに変更された。そこで、この自己査定基準及び自己査定の公正性・妥当性について、公認会計士及び大蔵省（現在は金融庁）が確認することになった⁸⁾。平成10（1998）年4月には、早期是正措置が導入され、従来の裁量型行政からルール型行政への移行が現実のものになった。これにより、現在の銀行規制、銀行監督・検査体制は、自己資本比率規制に軸が置かれている。

本節では、まず1990年代以降の金融危機による不良債権処理問題と銀行監督・規制の見直しを、次に自己資本比率規制の意義について考察する。

(1) 銀行の不良債権問題

わが国においては、昭和60（1985）年10月に始まった金利規制の自由化や業務範囲の規制緩和などが段階的に実施された。この時期がプラザ合意以降に重なったことから、預金金利の自由化は、銀行収益には懸念されたほどの悪影響を及ぼさなかった。これは金融緩和の実施とともに金利水準がほぼ1980年代後半まで傾向的に低下した結果、資金調達利率の低下が自由化に伴う調整利息の上昇を相殺する方向で作用したことによる⁹⁾。さらに、この時期は、これまでの主な借り手であった製造業を中心とする大手優良企業が株高の局面で、資金調達を間接金融から直接金融にシフトする「銀行離れ」が進行する中で、都市銀行等の大手銀行も、高金利を見込めることから、これまであまり手掛けてこなかった中小企業への貸出や、当時のいわゆる「土地神話」を背景に、土地を担保とした貸出に傾向していった。1990年代半ばには、銀行の貸出残高は、わが国の名目GDPを上回る規模の500兆円を超えるまでに膨らんだ。しかしながら、1980年代後半には株価はピークをむかえ、

(兆円)

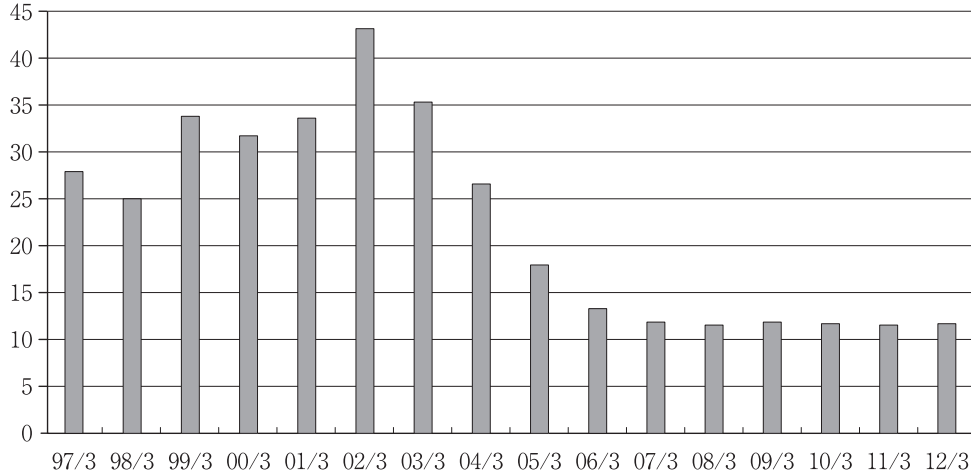


図1 不良債権の推移

出所：平成11（1999）3月期以降のデータは、金融庁の公表資料「金融再生法開示債権等の推移」を基に「金融再生法開示債権」の額で、平成10（1998）年3月期までは金融再生法施行前であるため、この2期末のデータについては、金融監督庁の公表資料「全国銀行のリスク管理債権の状況」から「リスク管理債権」の額で、筆者作成。

1990年代初頭から株価だけでなく、地価も下落し不動産バブルも崩壊し始めた。このような「土地神話」は、わが国ではバブル期以前にも存在しており、この土地神話を背景としたビジネスモデルは、バブル崩壊とともに、図1でみるように多額の不良債権を残し崩壊した¹⁰⁾。その後も地価は低下し続け、平成9（1997）年には、大手都市銀行の北海道拓殖銀行や大手証券会社の山一証券などの破綻が続き、不良債権問題と金融危機が深刻化していった。

1) 不良債権の開示

1990年代の金融危機を契機として、銀行に対する検査の強化や公的資金の注入を含めた監督の強化、また、銀行の健全性の確保を目的とした監督制度の見直しも図られた。この銀行の情報開示が拡充されたことにより、従来は銀行の不良債権額などの詳細な情報は開示されていなかったが、平成10（1998）年6月に改正された銀行法および同年10月に成立・施行された「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（以下、「金融再生法」という）の2つの法律によって、その銀行の保有する不良債権等の状況を開示することが義務付けられた。各行には、ディスクロージャー誌に、以下の「金融再生法開示債権」と「リスク管理債権」の両方の掲載が義務付けられている。

2) 「金融再生法開示債権」（金融再生法に基づく開示）

金融再生法に基づく開示債権は、一般に「金融再生法開示債権」と呼ばれ、貸出金のほかに支払承諾見返¹¹⁾なども含む銀行の保有する債権を債務者の状況などに応じ、表2のように、①「破産等更生債権およびこれらに準ずる債権」、②「危険債権」、③「要管理債権」および④「正常債権」の4つに分類し、それぞれの金額を開示することとされている（金融再生法7条、同施行規則4条～6条）。この①～③の小計が金融再生法上の不良債権とされる。

表2 金融再生法開示債権

区分	内容
① 破産更生債権及びこれらに準ずる債権	破産、会社更生、再生手続きなどの事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権
② 危険債権	債務者が経営破綻の状態に至っていないが、財政状況および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債券
③ 要管理債権	3ヵ月延滞債権（元本または利息の支払いが約定支払日の翌日を起算日として3ヵ月以上遅延している貸出債権） 貸出条件緩和債権（債務者の経営再建または支援を図り、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定譲歩を与える約定条件の改定などを行った貸出債権）
④ 正常債権	上記①～③以外に区分される、債務者の財政状態および経営成績に特に問題のない債権

出所：金融庁の公表資料から筆者作成。

金融再生法に依る不良債権比率の算出方法は以下の通りである。

不良債権比率

$$= \frac{\text{① 破産更生債権及びこれらに準ずる債権} + \text{② 危険債権} + \text{③ 要管理債権}}{\text{債権額合計 (①破産更生債権及びこれらに準ずる債権} + \text{②危険債権} + \text{③要管理債権} + \text{④正常債権)}}$$

3) 「リスク管理債権」(銀行法に基づく開示)

銀行法に基づく開示債権は、一般に「リスク管理債権」と呼ばれ、金融再生法開示債権は支払承諾見返などの貸出金以外の債権も対象にしているのに対して、貸出金のみが開示の対象とされている。個々の貸出金ごとに表3のように、① 破産先債権、② 延滞債権、③ 3ヵ月延滞債権、④ 貸出条件緩和債権の4つに区分し、それぞれの金額を開示することとされている（銀行法21条、同施行規則19条の2～19条の4）。

表3 リスク管理債権

区分	内容
① 破産先債権	会社更生法・民事再生法による更生・再生手続開始の申立て、破産の申立てまたは整理開始・特別清算開始の申立てなどの事由が生じている貸出金
② 延滞債権	債務者が経営破綻の状態に至っていないが、財政状況および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債券
③ 3ヵ月延滞債権	元本または利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している、破産先債権、延滞債権に該当しない貸出金
④ 貸出条件緩和債権	債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金

出所：金融庁の公表資料から筆者作成。

銀行法に依拠した不良債権比率の算出方法は以下の通りである。

不良債権比率

$$= \frac{\text{① 破産更生債権及びこれらに準ずる債権} + \text{② 危険債権} + \text{③ 要管理債権} + \text{④ 正常債権}}{\text{貸出額合計}}$$

(2) 「早期是正措置」の導入

それまでのわが国の銀行監督は、大蔵省（当時）が銀行法等に規定された監督権限に基づき金融行政を執り行い、また中央銀行である日本銀行は決済システムの円滑な運用の確保を通じ、金融システムの信用秩序維持のための役割分担が形成されていた。この金融行政については、個別の判断や裁量によるところが大きかったといわれている¹²⁾。この監督当局による裁量行政は、諸外国からも不透明であるとの批判を受けていた。金融の自由化、グローバル化、情報化が進展するなかで、経営革新に向けた活力を醸成するためにも、監督当局の裁量的な判断を排除し、あらかじめ定められたルールに基づく金融行政への転換が求められるようになった。

さらには、1990年代半ば以降における不良債権問題の拡大と金融機関破綻の増大、銀行の海外拠点における不祥事への対応の不手際などを契機として、金融行政の改革を求める気運が急速な勢いで高まっていった。こうした状況下、大蔵省は、平成7（1995）年12月に

表4 早期是正措置の概要

区分	自己資本比率		是正措置の内容
	国際統一基準	国内基準	
非対象区分	8%以上	4%以上	
第1区分	4%以上 8%未満	2%以上 4%未満	経営の健全性を確保するための合理的と認められる改善計画の提出の求めおよびその実行の命令
第2区分	0%以上 4%未満	0%以上 2%未満	次の各号に掲げる自己資本の充実に資する措置にかかる措置 1. 自己資本の充実に資する合理的と認められる計画の提出およびその実行 2. 配当または役員賞与の禁止またはその額の抑制 3. 総資産の圧縮または増加の抑制 4. 取引の通常条件に照らして不利益を被るものと認められる条件による預金または定期積金等の受け入れの禁止または抑制 5. 一部の営業所における業務の縮小 6. 本店を除く一部の営業所の廃止 7. 子会社または海外現地法人の業務の縮小 8. 子会社または海外現地法人の株式または持分の処分など
第2区分の2	0%以上 2%未満	0%以上 1%未満	自己資本の充実、大幅な業務の縮小、合併または銀行業の廃止等の何れかを選択したうえ、当該選択にかかる措置を実施することの命令
第3区分	0%未満	0%未満	業務の一部または全部の停止命令

出所：鹿野（2006）112頁。

従来の裁量型行政から客観的ルールに基づく透明性の高い行政への転換を表明した。そして、国際決済銀行（Bank for International Settlement；以下、「BIS」という）内に設けられたバーゼル銀行監督委員会（Basel Committee on Banking Supervision；以下、「バーゼル委員会」という）において、昭和63（1988）年に成立した「銀行の自己資本比率規制に関する国際統一基準；以下、「BIS規制」という」に準拠した自己資本比率を客観的指標とし、自己資本比率の水準に応じて、あらかじめ明示した行政措置を発動する「早期是正措置」によって、銀行による自己査定、外部監査の実施を前提として、新しい経済環境の下で、銀行経営の安定性を確保するための監督上の手法・枠組みとして導入されるに至った。この早期是正措置の導入に伴い、健全性を示す客観的な指標である自己資本比率が一定の基準値を満たさない銀行に対しては、銀行監督当局は、表4のように、該当する区分に規定された内容で、必要な是正措置・命令を出せることになった。

（3）金融監督庁・金融庁の発足

1980年代以降、金融が脚光を浴びようになり、加えて、先にもみたように1990年代半ば以降における不良債権問題の拡大と金融機関破綻の増大および銀行の海外拠点における不祥事への大蔵省の不適切な対応を契機として、大蔵省の財政と金融の権限を分割するという考え方が現れた¹³⁾。それが現実のものとなったのは、金融が脚光を浴びた後の1990年代に入り官僚機構の腐敗と機能不全が顕著化したという時代背景を反映したものであった¹⁴⁾。平成9（1997）年6月に、総理府の外局として金融監督庁が設置された¹⁵⁾。従来の大蔵省は、業界の監督を行うと同時に当該業界の保護、育成を行う役割をも果たしてきた。この2つの役割を分離することで、より市場原理に基づいた監督体制が期待された。すなわち、裁量的で不透明な金融行政と決別し、ルールに基づく、事後的な監視体制へ移行することが期待された。平成10（1998）年7月制定の中央省庁等改革基本法による中央行政機関の改組に伴い、平成12（2000）年7月に、金融庁が発足し、金融監督庁の機能を引き継いだ¹⁶⁾。

（4）ブルーデンス政策

金融システムが安定的かつ効率的に機能することを確かなものとするためには、市場における競争、あるいは市場に備わったチェック機能や銀行監督当局による監督・規制を通じて銀行経営者に対し節度ある経営を促すと同時に、システムック・リスクの発生を未然に防止するような仕組みを、金融システムのなかにあらかじめ組み込んでおくことが求められる。このような諸施策は、ブルーデンス政策（prudential policy）と呼ばれる。そのうち、経営の健全性確保を通じて銀行の破綻を未然に防ごうとする施策が事前的規制あるいは予防的規制である。一方、取り付けの発生、決済上の事故などを契機として、個別銀行の破綻が銀行業全体へと波及し、金融システムが正常に機能しえなくなるシステムック・リスクの顕現を防止しようとする措置が事後的規制あるいは保護的規制（セーフティ・ネット）である。

表5 プルーデンス政策の類型

	実施・運営主体	
	公的当局	民間部門
事前（予防）的規制	① 競争制限的規制 バランスシート規制 銀行検査・考査	② 市場によるチェック 業界の自主規制
事後（保護）的規制	③ 最後の貸し手 預金保険 公的当局による救済	④ 相互扶助制度 預金保険

出所：鹿野（2006）109頁を参考に筆者作成。

表5は、プルーデンス政策の類型を表にしたものである。プルーデンス政策は、公的当局あるいは民間ベースによるものか、事前（予防）的規制もしくは事後（保護）的措置かという2つの基準を軸にして分けられている。それぞれ、表4の①「公的当局／事前的規制」、②「民間部門／事前的規制」、③「公的当局／事後的規制」、④「民間部門／事後的規制」に分けられる。それぞれの措置の役割や内容は固定的なものではなく、情報化、グローバル化に伴う市場構造の変化に応じて変わりうることはいうまでもない¹⁷⁾。①「公的当局／予防的規制」は、一般に公的規制と呼ばれているもので、銀行業務への新規参入規制、金利・手数料などの価格規制、業務分野規制、店舗規制などの競争制限的規制のほか、自己資本比率規制に代表されるバランスシート規制および銀行監督当局の検査・中央銀行の考査などからなる。②「民間部門／予防的規制」は、市場規律を重視する方策や各種業界団体による自主規制があげられる。③「公的当局／保護的規制」は、預金保険制度、中央銀行による「最後の貸し手」機能および公的当局による救済措置の実施がある。④「民間部門／保護的規制」は、預金保険制度のほかに民間銀行間の相互扶助制度や援助活動がこれにあたる。

上述のようにプルーデンス政策は種々の形態をとるが、近年では、画一的で指揮・命令型の公的規制が相対的に後退し、グローバルな金融市場での私的自治が重要な役割を果たすようになってきている。市場での私的自治の重要性が各国の銀行監督当局によって認識されるようになった背景には、①リスクの評価や管理という情報生産活動における専門化の一段の進展、②官民の間における情報格差の拡大があげられる。かつては、銀行監督当局や中央銀行が情報生産上優位な立場にあったが、金融の自由化、グローバル化、情報化の進展に伴って、両者の立場は逆転し、近年では監督規制当局等と市場参加者の間でのリスク管理に関する知識や情報の水準にかかわる格差が拡大する状況さえ見受けられる¹⁸⁾。

(5) 自己資本比率規制の意義

ここでは、現在の金融システム規制の中心である自己資本比率規制について概観する。世界経済がグローバル化し相互依存が深まる中、各種の投資資金が国境を越えて瞬時に移動する時代となり、これらの資金移動により発生する事故が、世界の金融市場の連鎖的な破綻をも及ぼす可能性が高まった。こうした状況下で、国際的な銀行のシステムの安定化を図るとともに、国際業務を手掛ける各国の銀行間の競争条件を平衡化し、相互協力のもとで、国際銀行システムの健全化、安定化を強化していくことが課題となった。そのため

世界の銀行監督当局は緊密な協力を行い、銀行に対する自己資本比率規制等の銀行監督の手法及び基準について国際統一を図り、これにしたがって各国監督当局が共通した指導・監督を行うことが有益であるとの認識が生まれた。こうした中で、プルーデンス政策の国際協調を議論する場として、前述のバーゼル委員会を中心に検討が進められた。バーゼル委員会は、先進主要国の銀行監督当局および中央銀行をメンバーとして構成され、銀行監督政策の国際協調を図るうえで重要となる問題について、多角的な観点から分析・検討のうえ、そうした検討結果に基づき各種の提言を行っている¹⁹⁾。

まず、昭和63（1988）年7月に、「自己資本比率規制」（通称：「バーゼルⅠ」、「BIS規制」）が成立した。その目的は、国際的な銀行システムの安定性・健全性の強化と、国際的な銀行業務に関わる銀行間の競争条件の衡平化を確保することにあった。それによって、海外に営業拠点を持つ銀行の健全性を示す指標の国際的な統一規制として、自己資本比率を8%以上とする自己資本比率規制が導入された。また、海外に営業拠点を持たない銀行の場合においても、自己資本比率を4%以上とすることが求められた。わが国でも、昭和63（1988）年12月に大蔵省銀行局長通達後、経過期間を経て平成5（1993）年3月期からこの基準の適用が実施された。

バーゼルⅠについては、①銀行は様々なリスクを抱えているにもかかわらず、信用リスクと市場リスクだけに対応して自己資本を保有するのでは不十分である、②健全な企業向けの貸出と破綻寸前の企業向けの貸出では、本来信用リスクは大きく異なるにもかかわらず、全く同じ100%という掛け目というのは合理的ではないなどの批判があった。バーゼル委員会では、これらを改善すべく新しい自己資本比率規制について議論が重ねられてきた。最終的にまとまったのが、バーゼルⅡである。まず、従来のバーゼルⅠには信用リスクしか考慮されていなかったため、規制対象として市場リスク（金利リスク、価格変動リスクなど）を取入れる拡充案が検討された。その結果として、平成7（1995）年4月には「市場リスクを対象とするためにBIS規制の追補を発出するための提案」がなされ、その提案をもとに平成8年（1996）年1月には市場リスクを含む形でのバーゼルⅠが改定された。この改訂バーゼルⅠでは、新たに自己資本比率規制の枠組みとして①最低所要自己資本、②監督上の検証プロセス、③市場規律からなる3つの柱を相互補完的に活用したアプローチが提案されるに至った。

ここで、銀行監査上、重要視されるのは3つの柱の1つとして「市場規律」が確認されたことである。これは自己資本の構成内容等に関するディスクロージャーの充実を促し、市場で銀行行動を規律づけるメカニズムの活用が目指されたためである。また、バーゼル委員会は、デリバティブ取引のリスク管理上の基本原則の1つとして、「定期的かつ厳格な内部監査および外部監査を実施する必要性」もあげている。

さらに、平成11（1999）年6月に新BIS規制（通称：「バーゼルⅡ」、「BISⅡ」）第1案（市中協議）、平成13（2001）年1月に第2案（市中協議）、平成15（2003）年4月第3案（市中協議）、同年10月にBISⅡの一部修正案（市中協議）と検討が重ねられ、平成18（2006）年5月（先進的な手法は平成19（2007）年度末）から、バーゼルⅡの適用が開始された。

1) バーゼルⅠの算定式

バーゼルⅠの自己資本比率は、前述の通り、銀行の健全性を測る基準として大きな役割を果たすようになり、わが国や米国などでは、早期是正措置の発動基準として監督当局に

も活用されるようになった。バーゼルⅠの算定式は、数次の改訂があったが、バーゼルⅡに移行する前の算定式は以下の通りである。

$$\frac{\text{Tier I (資本の部)} + \text{Tier II (劣後ローン, 有価証券含み益等)}}{\text{信用リスク} + \text{市場リスク}} \geq 8\%$$

*分母の信用リスク（＝リスクアセット）の内訳は、（国債等×0%）＋（銀行向け与信×20%）＋（企業向け与信×100%）＋（住宅ローン×50%）である。

バーゼルⅠの特徴として、次の2つがあげられる。①分子には、コアとなる資本に加えて、劣後ローンや有価証券の含み益の一部を算入することができる。1980年代後半は、邦銀の国際的なプレゼンスは高かったものの、必ずしも資本は厚くなかった。国際的競争条件を整えるためには、当時、邦銀が大量に保有していた株式の含み益を算入する必要があり、議論の結果、算入が可能となった。しかし、この含み益に関しては、景気の波に大きく左右されるもので、自己資本比率規制自体が景気の波を増幅させるという観点から批判も受けた。②リスクアセットと呼ばれる個々の資産に対して、上記のようにリスクの掛け目を乗じたものが分母とされていることである。バーゼルⅠの場合は、下記の通り、国債などを大量に保有していても掛け目はゼロなので、分母にカウントされない。一方で、民間企業向け債権であれば、100%資産としてカウントされる。当初はこうした債権が焦げ付いてしまうリスク（信用リスク）だけを対象として、一定の自己資本を積むことを求めていたが、その後、市場リスク（為替相場や金利変動による保有資産の価格変動に伴うリスク）に対しても自己資本をバッファとして保有し全体としてリスクアセットに対して自己資本が8%以上であることが求められた²⁰⁾。

2) バーゼルⅡの算定式

$$\frac{\text{Tier I (資本の部)} + \text{Tier II (劣後ローン, 有価証券含み益等)}}{\text{信用リスク} + \text{市場リスク} + \text{オペレーショナルリスク}} \geq 8\%$$

*分母の信用リスクについては、各金融資産ごとに格付け等に応じて精緻なリスクウエイトを乗じることとなった。

バーゼルⅡの主な特徴は以下の3点である。

① 銀行の健全性確保のための3本の柱という考え方が導入されたことである。すなわち、規制資本をクリアするという第1の柱だけでは不十分であり、2つの柱でこれを補完する必要があるとされている。第2の柱は、内部管理であり、銀行が内部的にリスク管理を行い、監督当局による検証を受けることが重要であるとしている。これによって、銀行自身が規制資本で求められるリスク以外のリスクも含めて統合的にリスク管理を自ら行うことが奨励されている。例えば、銀行勘定の金利リスク（資産と負債の償還期間が一致していないことにより、金利が変動したときに生じるリスク）についても自己資本の備えが必要とされたが、これに対しては、まだリスクを計測する技術が確立していないことから、第2の柱で対応することとし、各銀行がそれぞれリスク管理を行うことと整理された。第3の柱は、市場規律であり、リスク管理状況などを情報開示し、これに対して市場からも評価を受け

る必要があるとしている。バーゼルⅡでは、こうした3つの柱によって健全性を維持することが重要であるというように発想の転換が図られている。

② 信用リスクと市場リスク以外にオペレーショナル・リスクに対しても自己資本を保有することが義務付けられた点である。オペレーショナル・リスクとは、業務遂行上起こり得るリスクであり、例えばシステム・トラブルなどが典型的なものである。銀行が徐々に装置産業化していることに伴い、こうしたリスクが大きくなりつつある。そして、

③ 信用リスクの算定方法が化されたことである。金融資産ごとに格付け等に応じて精緻なリスクウエイトを乗じることにより、個別金融資産の信用リスクを反映させたリスクアセットを算出することとした²¹⁾。

バーゼルⅡは、平成19(2007)年1月²²⁾より国際的に順次導入される過程に入っていたが、同年8月、米国のサブプライム・ローン問題に端を発した金融危機の到来によって、大きな見直しを迫られることとなった。現在、次のような観点から検討がなされている。① 欧米の主要金融機関は自己資本比率をクリアしていたにもかかわらず、経営が大幅に悪化した。この背景には、これらの金融機関がテイクしていたリスクに対してTier I資本が十分ではなかったと指摘されている。② 自己資本比率規制は、個々の銀行の健全性確保には機能するが、個々の銀行が健全性を担保すれば、必ずしも金融システム全体の安定性が確保されるわけではないという点である。例えば、景気悪化に伴い、自己資本比率は低下するが、8%を維持するために銀行が貸出を抑制したり資産を売却したりすると、さらに景気の悪化を招くといった悪循環をもたらしかねない。こうした景気との同調性も考慮して、自己資本比率規制を再考する必要があるという合意が国際的に生まれつつある。

(6) 金融庁による「金融検査」

銀行を含めた金融機関は公共性の高い企業であることから、健全な経営をしているかについて監督当局による「金融検査」が行なわれている。この監督当局の銀行に対する検査は、銀行法等の各種法令に基づき、金融庁検査局により実施されている。これは、銀行の業務の健全性及び適切性の確保を目的とし(銀行法24、25条)、立入検査(同法25条等)の手法を中心に、銀行の法令等遵守体制、各種リスク管理体制等の検証、その問題点を指摘及びそれに対する認識を確認するものである。また、資料提出請求権(同法24条)も付与され、銀行がこれを拒む等した場合には罰則が適用されることがある(同法63条2号・3号等)。検査局におけるこうした事実関係の把握等を前提に、金融庁監督局において行政上の措置が行われる。

1) 「金融検査マニュアル」の公表

前述のように大蔵省時代の金融検査については、具体的指針は存在せず、行政による裁量的な措置が中心であった。それによって起きた不祥事などの反省から、手続きの明確化、透明化を図ることを目的に、平成10(1998)年に「金融検査に関する基本指針」が定められた。そして翌年には、具体的な着眼点等が整理された「金融検査マニュアル」が制定された。このマニュアルは、本来、金融検査にあたる検査官のための手引書であるが、これが一般に公表されたことは、透明性が図られたといえる。

この検査にあたっては、金融検査マニュアルが整備され、これに基づき、銀行の法令遵守の体制、リスク管理の体制等について実態把握が行われている。この金融検査マニユ

ルは、平成10（1998）年9月にバーゼル委員会が発表した「銀行組織における内部管理体制のフレームワーク」²³⁾をベースにしたもので、このフレームワークには、各国の銀行監督当局が銀行検査を行う際に、内部管理体制をどのような観点で点検し、評価するかという骨子がまとめられている。金融検査マニュアルの「基本的考え方」と「金融検査の基本原則」は、以下のとおりである。金融検査マニュアルの基本的考え方として、①当局指導型から自己管理型へ、②資産査定中心からリスク管理重視へ移行された。また、金融検査の基本原則も、①「補強性の原則」として、金融検査は、自己責任に基づく金融機関の内部管理体制と、会計監査人等による厳正な外部監査を前提としつつ、これらを補強するものであることが確認された。②効率性の原則として、当局及び金融機関の限られた資源を有効に利用する観点から、金融検査は、監査機能と十分な連携を保ちながら効率的・効果的に行われる必要があることも確認された。最後に、③実効性の原則として、金融検査は、金融機関の業務の健全性と適切性の確保に向けて、機能を十分発揮するように実施される必要があることがここでまた強調された。

この金融マニュアルの考え方と基本原則から、金融機関は自己責任に基づく内部管理体制の充実、厳正な外部監査が求められていることがわかる。金融検査マニュアルは平成13（2001）年4月に改訂されたが、改訂の主な目的は、内部監査・外部監査に関する記述を充実させることにより、金融機関等に対して自己責任に基づく実効性ある内部監査・外部監査体制の確立を促すことにあった。また、平成19（2007）年4月からは、検査結果について段階評価を示す「金融検査評定制度」を本格施行するなど、銀行の自主的・持続的な経営改善に向けた動機付けの取り組みも行われている。

2) 「金融再生プログラム—主要行の不良債権問題解決を通じた経済再生—」の公表

平成14（2002）年3月期における主要銀行の決算状況は、進展しない不良債権処理の状況を示した。政府は、主要銀行に対し、それまでの指示を1年間繰り延べる形で、平成16（2004）年3月までに不良債権比率を現状の半分程度までに低下させ、不良債権処理問題の正常化を図ることを求めた。

その一方で、不良債権処理の終結時期の繰り延べに伴う先送り懸念を払拭するとともに、わが国の金融システムと金融行政に対する内外投資家の信頼を回復するためにも、新たな施策の実施が強く求められた。そこで、政府は、平成14（2002）年10月に「金融再生プログラム—主要行の不良債権問題解決を通じた経済再生—」を公表した。その内容は、①主要行の資産査定の厳格化、②自己資本の充実、③ガバナンスの強化、④企業再生を目的としたRCCの一層の活用、⑤企業再生のための環境整備などから構成された。ここでは、本稿の目的から、①主要行の資産査定の厳格化、②自己資本の充実について詳しく検証する。

3) 主要行の資産査定の厳格化

銀行による資産査定をより一層厳格なものとするべく、主要行に対しては、要管理先の大口債務者を対象として、DCF（Discount Cash Flow）方式を基礎とした個別引き当てを原則として実施することが求められた。DCF方式とは、米国等において広く普及している資産査定方法のひとつで、将来得られると予想される元利金収入の割引現在価値と元本との差額を価値毀損額とみなして当該金額だけ貸倒引当金に繰り入れ、資産の健全性を維持する手法のことをいう。このDCF方式の導入に際しては、日本公認会計士協会が策定した会計実務指針のガイドラインに基づき金融検査マニュアルが改訂されるというかたちで制

度的な枠組みが整備され、主要行においては平成15（2003）年3月期から大口要管理先等に適用している。そして、この査定方式を定着させるため、金融庁による特別検査が引き続き実施された。

4) 自己資本の充実

主要行の自己資本の場合、有税による不良債権処理が多額にのぼっているという事情もあり、不良債権の処理進捗状況とあわせて、当時、問題となったこととして、平成11（1999）年3月期から適用が可能となり、特段の会計指針もない状態の繰延税金資産が、銀行の「資産の部」のかなりの部分を占めるに至ったことがある。しかし、翌年度以降の課税所得金額を見積もるには困難であることから、そうした事態は、必ずしも健全な姿であるとはいえないという批判が寄せられた。そこで、会計プロフェッションたる外部監査人に繰延税金資産の合理性について厳正な監査を求めるとともに、金融庁も主要行に対する検査において、繰延税金資産の合理性、妥当性についても厳しく査定することになった。

3. 銀行に対する公認会計士監査

昭和51（1976）年9月期より、銀行に対する公認会計士による外部監査が導入されたが、現在のような形で外部監査が行なわれるようになったのは、平成10（1998）年3月期からである。これは、平成10（1998）年4月から、早期是正措置制度が開始され、また金融再生委員会、金融監督庁（現在の「金融庁」）の設置に伴い金融検査・監督のフレームワークも大きく変化したことによる。平成10（1998）年3月期より、銀行の貸出金の回収可能性については、それまでの大蔵省銀行局検査部の査定ではなく、銀行が自己査定をし、公認会計士監査によってその信頼性を確かめ、当局は後にその適正さを検査するという制度に変わった。これにより銀行に対する公認会計士監査は、適正な財務諸表とそれを基礎として算定される自己資本比率をサポートする重要な役割を担うものとなった。

1990年代のバブル経済の破綻とともに、銀行の不良債権問題の拡大による業績の悪化、破綻の続出、銀行の海外拠点における不祥事への対応の不手際などを契機として、会計基準・監査基準や会計監査人への非難も増加した。そのような状況の下で、平成8（1996）年「金融システム改革（日本版ビッグバン）」が実施され、その改革によって、会計制度および監査制度のグローバル化が図られた。わが国の金融・資本市場を国際的にも通用する市場とするための環境整備の一環として、平成8（1996）年8月に、政府により会計制度の国際標準への移行が表明された。これは、国内外の投資家に、わが国の資本市場への広範な参加を促すとともに、投資家が自己責任の原則に基づき、より適切な投資判断を行なえる環境を整備するためにも、当時すでに国際標準となっていた時価会計に基礎をおいた会計制度の構築に加え、連結財務諸表を中心とした国際的に通用するディスクロージャー制度の確立が強く求められるようになっていたことによる²⁴⁾。このような課題を解決するために、①連結財務諸表の強化（支配力や影響力を勘案した実質基準に基づく連結財務諸表の作成）、②税効果会計の強制適用、③キャッシュ・フロー計算書の作成が平成11（1999）年度決算（銀行については、平成10（1998）年度決算）より義務付けられた。そのほかにも、④金融商品にかかる時価会計の導入（従来の取得原価での評価から、平成12（2000）年度末からは期末時点での時価に基づく評価に変更）、⑤年金会計の導入（現在までに発生した退職給付債務総額の現在価値の算定、厚生年金基金など外部に拠出した年金資産について

は時価評価を行い、退職給付債務の総額との比較において発生する積み立て不足額については、貸借対照表の負債の部に退職給付金引当金として計上する）などの会計制度の見直し、いわゆる「会計ビッグバン」が進められた。

(1) 公認会計士による銀行監査制度の導入

昭和23（1948）年4月に、わが国において、米国の証券2法（1933年証券法、1934年証券取引所法）をモデルとして、証券取引法が制定された。同年7月には、公認会計士法が制定され、同法に基づき、翌年から公認会計士試験制度が開始されることとなった²⁵⁾。また、昭和24（1949）年7月には、米国で公表された会計原則をモデルに「企業会計原則」が設定されている。これらの監査と会計に関する制度整備を踏まえて、昭和25（1950）年3月には、証券取引法が改正され、上場企業の提出書類に公認会計士による監査が義務付けられることになり、今日に至るわが国の証券取引法監査制度が成立した²⁶⁾。

昭和49（1974）年4月に商法が改正され、これにより「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」（以下、「商法特例法」という）が制定された。商法特例法においては、

表6 日本公認会計士協会の銀行監査に対する対応（指針・報告・会長通牒等）

昭和49（1974）年6月	銀行監査特別委員会の設置（平成8（1996）年3月廃止）
昭和50（1975）年9月	同委員会報告「銀行監査一般指針」（平成19（2007）年4月廃止）
同年10月	同委員会報告「銀行業監査手続一覧」（平成19（2007）年4月廃止）
平成8（1996）年3月	銀行等監査特別委員会の設置
平成9（1997）年4月	同委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」
同年7月	同委員会報告第5号「銀行等金融機関監査の品質管理に関する実務指針」（平成19（2007）年4月廃止）
平成11（1999）年4月	銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」の一部改正
平成12（2000）年7月	業種別委員会報告第18号「会計監査と金融検査との連携に関するガイドライン」
平成15（2003）年2月	会長通牒「主要行の監査に対する監査人の厳正な対応について」の公表
同年4月	同委員会報告第30号「自己資本比率の算定に関する外部監査を「金融機関の内部管理体制に対する外部監査に関する実務指針」に基づき実施する場合の当面の取扱い」
平成19（2007）年4月	銀行監査特別委員会報告「銀行業監査一般指針」（昭和50（1975）年公表）の廃止
	同委員会報告「銀行業監査一般指針」（昭和50（1975）年公表）の廃止
	同委員会報告「銀行業監査手続一覧表」（昭和50（1975）年公表）の廃止
同年6月	同委員会報告第30号「自己資本比率の算定に関する外部監査を「金融機関の内部管理体制に対する外部監査に関する実務指針」に基づき実施する場合の当面の取扱い」の改正
平成23（2011）年5月	業種別委員会実務指針第46号「会計監査及び内部統制監査と金融検査との連携に関するガイドライン」

出所：日本公認会計士協会の公表資料を基に筆者作成。

会社の規模別監査の導入が図られ、資本の額が5億円以上の株式会社に対しては公認会計士による会計監査人監査が要請された²⁷⁾。商法特例法附則2により、資本の額が10億円以上の銀行は、昭和51（1976）年9月期より計算書類について会計監査人の監査を受けなければならなくなった。銀行は、この時点では、上述の証券取引法監査については、証券取引法施行令附則6により、その対象から除外されていたが、昭和50（1975）年12月26日付同施行令改正（証券取引法施行令附則2、昭和50年政令第377号）によって、資本の額が10億円以上の銀行については、一般事業会社のそれに遅れること1年、昭和52（1977）年9月期より証券取引法監査が導入されることになった。

1) 銀行監査導入時の日本公認会計士協会の対応

証券取引法監査の監査主体である公認会計士の業界団体である日本公認会計士協会は、上述の銀行に対する公認会計士監査の導入に際して、昭和49（1974）年6月には、銀行監査特別委員会を設置して、銀行に対する監査基準等の検討を開始した。銀行監査特別委員会の検討結果を「銀行監査一般指針」（昭和50（1975）年9月2日；以下、「一般指針」という）として公表した。これに続けて同委員会報告「銀行業監査手続一覧」（昭和50（1975）年10月6日）、同委員会報告「銀行業内部統制質問書」（昭和51（1976）年2月9日）を公表した。この一般指針の決定に際しては、これまで銀行監査は、経験のない分野であることから、「銀行と会計士双方の立場の理解と意思の疎通を図る趣旨で全国銀行協会・相互銀行協会との話し合いや大蔵省当局からの意見聴取を行ったのち」²⁸⁾に決定されたものであった。一般指針は、以下の7つの項目から構成されており、内容を列挙すると以下の通りである。

①「趣旨」……銀行監査の目的と準拠すべき監査基準が述べられている。この監査基準については、「会計監査人が準拠すべき監査基準は、わが国において一般に認められた監査基準（大蔵省企業会計審議会報告）であり、基本的には他の監査の場合と異なることはない」としながらも、さらに「銀行の特殊性を十分に考慮して慎重にかつ効率的に監査を実施する必要がある」と述べられている。

②「内部統制の重要性」……銀行の特殊性から、銀行監査における内部統制組織の重要性を取り上げている。

③「内部検査等の利用について」……内部検査部門と協力して監査を実施することを認めている。さらに、銀行は大蔵省検査、日本銀行考査に関連して多数の資料を作成しており、これらの作成資料のうち、債権の回収可能性の検討など監査を実施するうえで利用可能な資料については、その写を入手または閲覧し、これらの活用を考慮することが効率的であるとして、限定的にその利用を認めていた。

④「支店の監査について」……支店監査の重要性、往査すべき支店の選択および予告なし監査について述べている。

⑤「実査・立会、確認について」……内部検査部門の協力を得ることが効率的であるとし、銀行と顧客との信義関係に対する配慮も必要とされるとある。

⑥「銀行の守秘義務について」……銀行業では、取引先の秘密保持の要請が多年の商習慣として確立しており、この秘密遵守義務は債権法上の信義則に基づく法的な義務であるため、会計監査人は、顧客に対する銀行の立場を十分に認識し、開示の方法、開示された情報（資料）の取扱等に関しては、特に慎重でなければならないとされている。

⑦「EDPSと銀行監査について」……銀行業は、EDPS²⁹⁾ が特に高度に利用されているため、

会計監査人は、EDPSに関する十分な理解をもつことが必要とされている。

この一般指針の中で、特に注目すべき項目としては、「実査、立会、確認について」、「銀行の秘密遵守義務について」という点にあり、これは公認会計士協会、銀行業界と大蔵省当局との調整によるものと推察できる。一般指針は、あくまでも銀行監査実施上の基本的事項について明らかにされたものであった。その後、「昭和56（1981）年には、この一般指針の見直しも検討されたが、旧指針は長年にわたる監査経験に基づくオーソドックスな考え方を基調としており、基本的に改正する必要がない」³⁰⁾として、平成19（2007）4月の廃止まで、そのまま修正されることはなかった。

2) 銀行監査導入時の銀行業界の対応

証券取引法監査の被監査主体である銀行業界の一般指針に対する対応は、その業界団体である全国銀行協会から日本公認会計士協会への「①信用機関として内部統制管理機能の充実等、銀行業の特殊性を十分に踏まえ、実態に即した効率的な監査を実施する、②実査・立会のための往査については内部監査部門と調整をはかり、確認については原則として行わない、③秘密遵守義務を負う銀行の立場を侵害しないように留意する」³¹⁾等の要望にもみられるように、この公認会計士監査導入段階では、これに協力し、積極的にディスクロージャーに取り組んでいくという姿勢は見受けられなかった。

(2) 金融検査と外部監査の関係

金融庁の金融検査マニュアルにおいては、会計監査人等の厳正な外部監査を前提としつつ、金融検査は、金融機関が自己責任原則に基づき行なう内部監査を補強するものであり（補強性の原則）、かつ効率的な金融検査の実施のために会計監査等の監査機能を強化すべき（効率性の原則）とされ、さらに金融検査の過程で発見した問題点や償却引当の水準等について会計監査人と意見交換を行なうとともに、両者の認識を一致させるものとされている。しかしながら、会計監査と金融検査が行なわれる時期や両者のアプローチに対する認識の相違、また、意見交換等が個々の判断に委ねられていたことなどにより、両者の連携は十分に機能していなかった。このような状況から、表2のように日本公認会計士協会は、平成12（2000）年7月に、業務別監査委員会報告第18号「会計監査と金融検査との連携に関するガイドライン」を表明した。その中で「会計監査は、財務諸表全体の適正について監査意見を表明するものであるが、それは、有効な内部統制に依拠し、試査によって行なわれる。すなわち、リスク・アプローチに基づき、被監査会社に係る監査上のリスクおよび経営環境や内部統制の有効性を評価したうえで監査手続の種類、その実施時期および試査の範囲を決定することとされている。ここにおいて経営環境の中には、金融庁による金融検査および監督も含まれている。会計監査上、金融検査の結果にそのまま依拠することはできないが、常に注意を払う必要があり、必要に応じて検査官と直接情報交換を行なうことがリスク・アプローチおよび監査の効率化の観点から適切であると考えられる」と金融検査の利用を監査の効率化という観点から認めている。近年の報告としては、昭和50（1975）年に公認会計士による銀行監査導入に際し、日本公認会計士協会監査特別委員会によって公表された銀行監査一般指針と銀行業監査手続一覧表は、ともに表1のように平成19（2007）年4月に廃止された。それは、公表後相当年数経過し、現在の監査環境にそぐわないものとなっていることと、包括的な監査実務指針にも既に取り込まれているものが多く、

現在、金融機関特有の指針として残す必要性が認められないという理由からであった³²⁾。

(3) 銀行監査の動向

平成14(2002)年10月30日発表の金融庁「金融再生プログラム—主要行の不良債権問題解決を通じた経済再生—」を受けて、平成15(2003)年2月24日に日本公認会計士協会は会長通牒として「主要行の監査に対する監査人の厳正な対応について」を公表した。これは、繰延税金資産の合理性の確認のため、また資産査定や引当・償却の正確性、さらに継続企業の前提に関する評価について、外部監査人が重大な責任をもって厳正に監査を行うことが求められているという内容であった。そして、銀行監査に対する詳細な対応がなされている。この会長通牒で厳格監査の方向に向かった矢先に、前述の、りそなホールディングスの監査を巡って、平成15(2003)年4月22日、同行の監査を担当する監査法人のうち、合併前の決算を審査するため新日本監査法人と共同監査を行っていた朝日監査法人(現在の有限責任あずさ監査法人)が、繰延税金資産の取扱いをめぐる同行の共同監査を辞退し³³⁾、決算監査が大幅に遅延する異常事態となった。残った新日本監査法人は、5月に入り繰延税金資産組み入れの前提となる将来の収益性を疑問視し、りそな銀行の主張する繰延税金資産5年分を否定して、3年分の組み入れしか認めない方針を明らかにした。これにより、りそなホールディングスは実質国営化されるに至った。

4. 銀行に対する厳格監査の有効性の検証

(1) 実証モデル

本稿では、市場モデルを用いた残差分析により検証を行う³⁴⁾。市場モデルは、以下の関係式で表現される。

1) このモデルでは、各証券の収益率に共通に作用するであろうなんらかの因子 I が存在するものと仮定したうえで、証券 i の収益率を次の関係式で表現する。

$$R_{it} = a_i + b_i I_t + u_{it}$$

ここで、

R_{it} : t 期における証券 i の収益率

I_t : t 期における共通因子の値

a_i, b_i : 切片と傾き

u_{it} : 誤差項、共通因子 I_t で説明されない要因による変動部分

である。本稿では、共通因子 I として、日経平均を用いた。

2) 市場モデルの推定期間と検定期間

まず、検定期間については、2つのevent dayが、event day ①金融庁「金融再生プログラム」の公表日が平成14(2002)年10月30日(以下、「event day ①」という)、event day ②日本公認会計士協会会長通牒「主要行の監査に対する監査人の厳正な対応について」公表日が平成15(2003)年2月24日(以下、「event day ②」という)であるため、最初のevent dayの6ヵ月前の平成14(2002)年4月からの15ヵ月間とした。また、推定期間は、平成11(1999)年4月から平成14(2002)3月までの36ヵ月間とした。

(2) データの説明

（自己資本比率順位による検証）

銀行再編等で大手都市銀行の過去の株価データは入手困難なため、検証の対象を地方銀行とした。地方銀行計64行より、event dayからの推定期間・検定期間を考慮し、平成14（2002）年・平成15（2003）年3月期の自己資本比率の平均値の上・下位四分位行計30行（上位15行、下位15行）をサンプルとして抽出した。その過程で、破綻、統合・合併等の理由により過去の株価データが入手できない銀行については、サンプルから除外し、次順位行を繰上げ・繰下げしサンプル数計30行を確保した。自己資本比率順位は、全国銀行協会『全国銀行財務諸表分析』より入手したデータを基に算出した。

（不良債権比率順位による検証）

自己資本比率順位による検証と同様に、地方銀行全64行より、推定期間・検定期間を考慮し、平成14（2002）年・平成15（2003）年3月期の不良債権比率の平均値の上・下位四分位行計30行（上位15行、下位15行）をサンプルとして抽出した。不良債権比率順位は、金融庁「金融再生法開示債権等」より入手したデータを基に算出した。

（日経平均株価、各行の株価データ）

推定期間（36ヵ月）、検定期間（15ヵ月）の日経平均株価と各行の株価の月次データを収集した。データの出所は、「日経NEEDS-FinancialQUEST（ファイナンシャルクエスト）」及び「Yahoo!ファイナンス」である。

(3) 実証分析の推定結果とその解釈

市場モデルのBall=Brownモデルにより、自己資本比率順位による検証と不良債権比率順位による検証を行った。推定結果は、自己資本比率順位による検証の結果は表7、それをグラフ化したものは図2に、不良債権比率順位による検証の結果は表8、そのグラフは図3に、さらに、自己資本比率順位による推定結果と不良債権比率順位による推定結果を、残差の絶対値の総和により、市場に与えたインパクトを検証するBeaverモデルの推定結果は表9、そのグラフは図4に示している。

まず、サンプルの抽出段階において、自己資本比率順位、不良債権比率順位の両方で、特に下位行に属する銀行の中には、合併、統合等の理由で、単独行として継続していない銀行が目立った³⁵⁾。

Ball=Brownモデルの推定結果では、図2、図3でみるように、その値は違うものの、類似した波形が見られ、ほぼ同様の推移を辿ったことがみてとれる。平成14（2002）年4月から平成15（2003）年6月までの検定期間の推定結果の値をみると、この時期も、銀行は非常に厳しい経営環境下にあったにも関わらず、上位行は理論値を大きく上回る値でほぼ+に推移し、下位行においても+の局面が多かったことは予想外であった。このことは、平成11（1999）年4月から平成14（2002）3月までの36ヵ月間の推定期間が銀行にとっては、より厳しい経営環境下にあったと解することができ、検定期間には、株価の自律反発があったとも解することができる。さて、event day ①をみると、自己資本比率順位、不良債権比率順位どちらの検証においても、発表日の1ヵ月前の同年9月以降4ヵ月連続での下落がみられた。この下落は、それ以前同年7月から上昇傾向にあったものからの急落であり、event day ①の市場への影響は大であったと解することができる。event day ②をみると、自己資本比

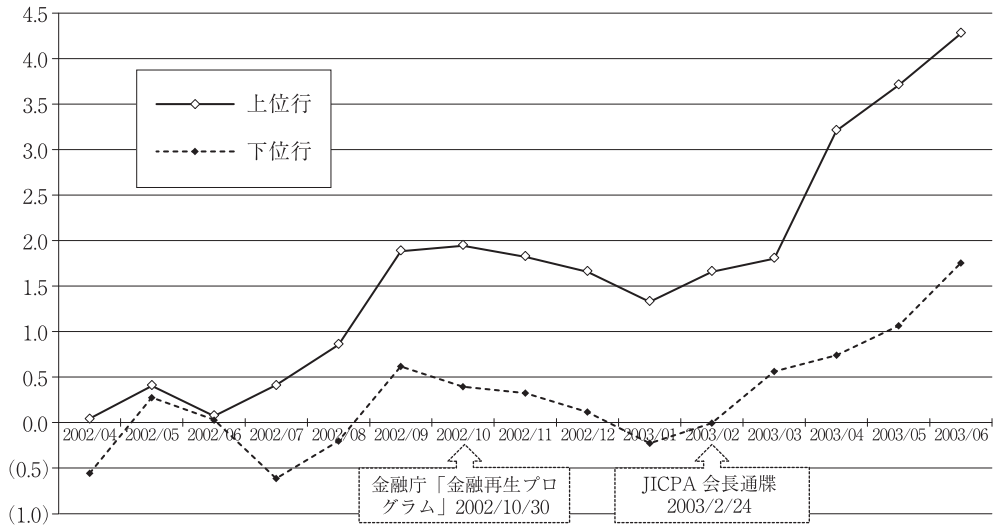


図2 モデルの推定結果 (Ball=Brownモデル；自己資本比率順位)

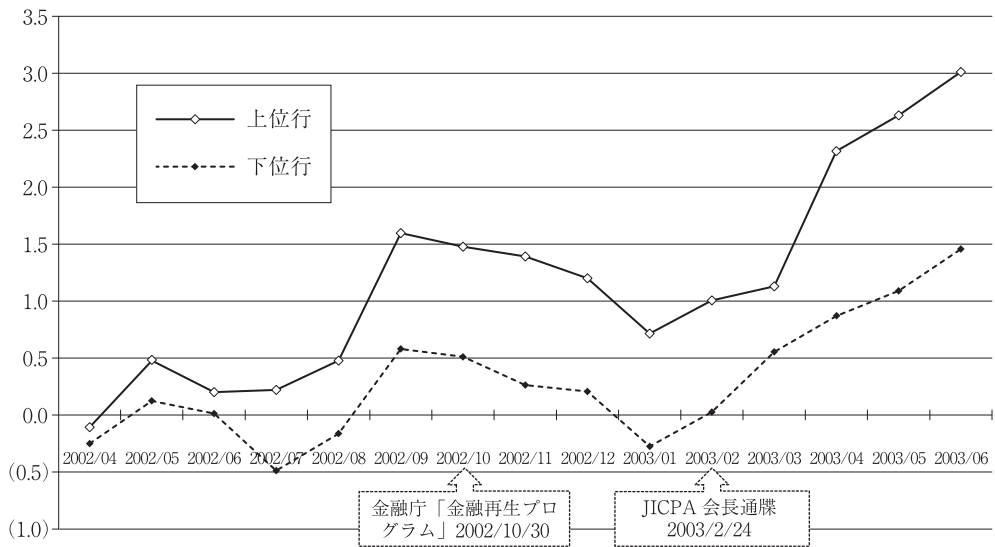


図3 モデルの推定結果 (Ball=Brownモデル；不良債権比率順位)

表7 モデルの推定結果 (Ball=Brownモデル；自己資本比率順位)

検定期間	上位四分位行 (自己資本比率順：平成14・15年度決算期平均)														
	2002/04	2002/05	2002/06	2002/07	2002/08	2002/09	2002/10	2002/11	2002/12	2003/01	2003/02	2003/03	2003/04	2003/05	2003/06
鹿児島	-0.016613	-0.019617	-0.024740	-0.021155	-0.021556	-0.024449	-0.023087	-0.023087	-0.023087	-0.023087	-0.023087	-0.023087	-0.023087	-0.023087	-0.023087
鹿嶋	-0.062103	0.028477	0.049662	0.023818	0.080449	0.060131	-0.010740	0.006830	-0.005458	-0.007828	0.030995	0.011657	0.016750	0.031464	0.137690
みちのく	-0.040857	0.036872	-0.052759	0.029891	0.060131	0.064587	0.017086	0.017280	-0.007524	-0.006743	0.028278	0.030995	0.016750	0.011892	0.011703
北陸	0.031954	0.015445	0.034893	0.016701	0.088051	0.076593	0.017842	-0.030515	-0.006743	-0.007126	0.030995	0.011657	0.016750	0.031464	0.137690
合	-0.036658	0.033507	-0.023879	0.015420	0.015262	0.111783	-0.031244	-0.023195	0.040295	-0.040935	0.055813	0.011461	0.128868	0.029422	-0.023857
肥前	0.064495	0.001507	-0.016327	-0.013232	0.050361	0.051812	0.011076	-0.020464	-0.024020	-0.024020	0.031941	-0.037118	0.118865	-0.069534	0.068462
常陸	-0.044580	0.038795	-0.002627	0.129816	0.014368	0.098306	0.014103	-0.000177	-0.007885	0.038790	0.012216	0.105387	0.072493	0.063969	0.073493
中	-0.003786	0.039306	0.000677	0.027602	-0.025536	0.064044	0.031337	-0.025310	0.014769	0.022981	0.021746	-0.030232	0.065084	0.079277	0.111273
秋	0.002411	0.015402	-0.027573	0.059121	0.024829	0.040657	0.019023	-0.022330	-0.007199	-0.032227	-0.063625	0.071609	0.078852	-0.057791	-0.057791
群	-0.055674	0.002744	-0.049484	0.077703	0.091113	0.044885	-0.030300	-0.007200	-0.007200	0.016238	0.024556	-0.038969	0.101300	-0.038969	0.033513
山梨	0.030511	-0.021172	0.009268	0.069840	0.035041	-0.000007	-0.047294	0.009269	-0.025176	0.007424	0.065402	0.051229	0.063886	0.063886	0.028368
八	0.032543	0.004367	-0.031945	-0.020389	-0.036856	0.071646	0.039129	-0.023202	-0.078599	-0.081953	-0.005632	0.002601	0.004117	0.032159	0.141376
伊	-0.028345	0.030004	-0.055772	-0.059196	0.119619	0.073259	0.008431	-0.001868	-0.021751	-0.037969	0.015343	0.059731	0.049924	0.028813	0.048027
阿	0.083113	-0.008429	-0.037033	-0.028975	0.009401	0.018546	-0.001620	-0.008725	-0.050023	0.021492	0.018105	0.010195	0.033350	0.119428	-0.014720
残	0.041551	0.363910	-0.330771	0.342302	0.441169	1.026277	0.068086	-0.123092	-0.161730	-0.331888	0.329538	0.145898	1.404543	0.500714	0.566057
差	0.041551	0.405472	0.074701	0.417003	0.858172	1.894449	1.345345	1.822263	1.660463	1.328575	1.658113	1.803811	3.208353	3.709068	4.275125

検定期間	下位四分位行 (自己資本比率順：平成14・15年度決算期平均)														
	2002/04	2002/05	2002/06	2002/07	2002/08	2002/09	2002/10	2002/11	2002/12	2003/01	2003/02	2003/03	2003/04	2003/05	2003/06
百	-0.007655	-0.012339	-0.052513	-0.063254	0.015864	0.146203	0.013303	-0.027473	-0.039039	-0.045345	0.048151	0.045917	0.044080	0.083245	0.044928
入	-0.162860	0.121828	-0.019063	0.008756	0.004001	-0.101855	-0.109572	0.094906	-0.156183	0.067968	0.004123	-0.142114	0.115983	0.033465	0.340115
大	-0.045219	0.305807	-0.006673	-0.073632	-0.049805	0.160730	0.042400	0.002983	-0.021074	-0.064836	-0.025893	0.066458	0.055964	0.065355	0.098786
東	0.008501	0.072556	-0.032060	-0.009736	0.022564	-0.014546	-0.025954	0.019230	0.099150	-0.002578	0.173552	-0.021925	-0.040713	0.028116	0.099854
重	-0.034327	0.004777	0.024526	-0.036316	0.059740	0.040573	0.021288	0.002201	-0.026021	0.002021	0.078137	-0.037739	0.028970	-0.016112	-0.016112
筑	-0.007785	0.000684	0.008634	-0.000189	0.023338	0.022283	0.004099	-0.006744	0.005776	0.006410	0.001376	0.003019	-0.001943	-0.009081	0.000894
四	-0.002391	-0.030581	-0.052185	-0.087380	0.019889	0.049369	-0.020281	-0.008416	-0.028048	-0.002220	-0.050802	0.036111	0.076363	0.123374	0.123302
重	-0.000785	-0.000740	-0.017558	-0.018151	-0.016272	0.070130	-0.009016	0.009493	-0.030386	0.040229	0.009386	0.016661	-0.017982	-0.040928	-0.040928
大	-0.051700	0.049187	-0.017867	-0.031733	0.027851	0.024645	-0.024230	0.005487	-0.040936	-0.014169	0.016500	0.036983	0.081191	0.057728	0.019621
北	-0.051083	0.006685	-0.026632	-0.104610	0.004784	0.114106	0.010189	0.003920	-0.024296	-0.049873	0.053193	0.052436	0.026787	0.091726	0.044886
日	-0.112222	0.029093	-0.066357	-0.074231	0.013471	0.076031	-0.008312	-0.025596	0.119611	0.000999	-0.084546	-0.012380	0.006816	-0.012506	0.022216
越	0.029939	0.085148	-0.032336	0.054286	0.112839	0.081198	-0.029632	-0.029930	-0.020296	-0.069433	0.021069	0.116863	-0.057520	-0.096118	0.027183
北	-0.053628	0.001288	0.053003	-0.009517	-0.003877	0.015139	-0.003563	-0.021445	0.018728	-0.008725	0.000313	0.059579	-0.019657	-0.008483	-0.008965
東	-0.056532	0.114303	0.022815	-0.034605	0.018345	0.074212	-0.024066	-0.014947	0.113513	-0.035573	0.000281	0.120453	-0.049376	-0.034372	-0.034372
差	-0.555810	0.832845	-0.246541	-0.643181	0.411271	0.819408	-0.231995	-0.068643	-0.208722	-0.342716	0.220935	0.565785	0.181598	0.321068	0.689470
累積	-0.555810	0.277085	0.030494	-0.612687	-0.201416	0.617892	0.395997	0.327354	0.118631	-0.224085	-0.003250	0.562536	0.744133	1.065201	1.754671

検定期間	自己資本比率 (平成14・15年度決算期平均) を基準とした下位四分位行の累積残差														
	2002/04	2002/05	2002/06	2002/07	2002/08	2002/09	2002/10	2002/11	2002/12	2003/01	2003/02	2003/03	2003/04	2003/05	2003/06
上位	0.041551	0.405472	0.074701	0.417003	0.858172	1.894449	1.345345	1.822263	1.660463	1.328575	1.658113	1.803811	3.208353	3.709068	4.275125
下位	-0.555810	0.277085	0.030494	-0.612687	-0.201416	0.617892	0.395997	0.327354	0.118631	-0.224085	-0.003250	0.562536	0.744133	1.065201	1.754671

表8 モデルの推定結果 (Ball=Brownモデル；不良債権比率順位)

検定期間	上位四分位行(不良債権比率順；平成14・15年度決算期平均)												2003/06		
	2002/04	2002/05	2002/06	2002/07	2002/08	2002/09	2002/10	2002/11	2002/12	2003/01	2003/02	2003/03		2003/04	2003/05
肥後	-0.036658	0.033507	-0.023979	0.154280	0.015262	0.111783	-0.031244	-0.023195	0.040285	-0.040835	0.056813	0.011461	0.128868	0.029422	0.0023857
鹿島	-0.016613	0.019617	-0.016459	0.024740	-0.021155	0.131596	0.001656	0.001690	-0.007159	0.021995	-0.023537	-0.041198	0.234391	0.083652	-0.043930
山形	-0.001005	0.012973	-0.026264	-0.027394	-0.005883	0.079799	-0.011399	0.006982	-0.032325	-0.026938	-0.006873	0.010926	0.082458	-0.004388	-0.020896
三重	-0.034327	0.004777	0.024526	-0.036316	0.089740	0.040573	-0.011673	0.021288	0.002201	-0.026021	0.002021	0.078137	0.028970	0.028970	-0.016112
三河	0.083113	0.008429	-0.037033	-0.028975	0.009401	0.185446	-0.001620	-0.003725	-0.050023	0.021492	0.018105	0.010195	0.033350	0.119428	-0.014720
横濱	-0.037957	0.082082	0.020684	-0.029381	-0.060747	0.082956	-0.041431	-0.062736	-0.062446	-0.123409	0.016746	-0.162800	0.120292	-0.055304	-0.063821
伊予	-0.028345	0.030004	-0.055772	-0.059196	0.119619	0.073259	0.009431	-0.001868	-0.021751	-0.037369	0.015343	0.069731	0.049924	0.028813	0.048027
滋賀	-0.011946	0.012894	0.011241	-0.057380	0.123060	-0.007816	0.004627	0.031256	-0.006158	-0.019109	0.026237	-0.033055	0.052637	0.006722	0.040508
百五	0.024123	0.018388	-0.019607	0.005430	0.018742	0.039095	-0.017214	-0.031952	-0.013180	-0.037755	0.057832	0.076457	0.052835	0.031372	0.172380
常松	-0.000785	-0.000740	-0.017558	-0.018151	-0.016272	0.070130	-0.010272	0.009016	0.009386	-0.030386	0.040229	0.009386	0.016661	-0.017982	-0.040928
島陽	0.064495	0.001507	-0.016327	0.050361	0.051812	0.011076	-0.020464	-0.003582	-0.024020	0.031941	-0.037118	0.118865	-0.069534	0.068462	0.068462
京都	0.050153	0.015417	-0.041636	-0.001701	-0.023193	0.088207	-0.009672	-0.032830	-0.022153	-0.009959	0.003905	0.019852	0.182132	0.000223	0.047620
静岡	-0.062103	0.026497	-0.078362	0.049862	0.023318	0.060449	-0.069008	0.023087	0.004694	-0.054055	0.045091	0.043355	0.041046	-0.005336	0.068459
分	-0.045219	0.305807	-0.006673	-0.072632	-0.049805	0.160730	0.042400	0.002983	-0.021074	-0.064836	-0.025893	0.066458	0.056934	0.065365	0.087886
手	-0.044580	0.036795	-0.002627	0.129816	0.014968	0.098306	0.014103	-0.000177	-0.007885	-0.032575	0.038790	0.012216	0.105387	0.072493	0.007450
岩	-0.107054	0.390705	-0.282845	0.018751	0.257414	1.119427	-0.120179	-0.085666	-0.191264	-0.484479	0.280749	0.123921	1.186522	0.313924	0.380047
残差計	-0.107054	0.483651	0.200806	0.219567	0.476381	1.596407	1.476228	1.390563	1.199238	0.714819	1.005568	1.129489	2.316011	2.629936	3.009983

検定期間	下位四分位行(不良債権比率順；平成14・15年度決算期平均)												2003/06		
	2002/04	2002/05	2002/06	2002/07	2002/08	2002/09	2002/10	2002/11	2002/12	2003/01	2003/02	2003/03		2003/04	2003/05
東京都	0.006501	0.072556	-0.032060	-0.009736	0.022564	-0.014546	-0.025954	0.013230	0.099150	-0.002578	0.173852	-0.021925	-0.040713	0.028116	0.0398654
東	-0.053628	0.001288	0.053003	-0.009517	-0.003877	0.015139	-0.003563	-0.021445	0.018728	-0.008725	-0.000313	0.059579	-0.019657	-0.008463	-0.008865
北	0.020600	0.004241	-0.053927	-0.039420	-0.016882	0.090145	-0.024989	-0.028717	-0.043569	-0.055266	0.038387	0.030348	0.001197	0.064072	0.074183
業	-0.052383	0.039776	0.027215	-0.034426	0.072810	0.062812	-0.024587	-0.036893	0.056902	-0.101868	0.028369	0.101939	0.007996	-0.021034	-0.015385
十	0.032543	0.004367	-0.031945	-0.020359	-0.036656	0.071848	0.039129	-0.023202	-0.078599	-0.081953	-0.005632	-0.082601	0.004117	0.032159	0.141376
八	0.029939	0.085148	-0.032336	-0.054286	0.112839	0.081198	-0.023632	-0.023930	-0.020296	-0.069433	0.021069	0.116863	-0.057620	-0.098118	0.027183
北	-0.015252	-0.008025	0.008856	-0.011112	0.002527	0.039616	-0.017861	0.000932	0.010737	-0.021669	-0.008956	0.015004	-0.018183	0.026888	-0.017005
沖	-0.055674	0.002744	-0.053248	0.077703	0.091113	0.044885	-0.030300	0.014694	-0.000720	0.016628	0.024556	0.101030	-0.038969	-0.035513	0.035513
軟	-0.032909	-0.002734	0.017482	-0.027860	0.003804	0.067318	-0.035981	0.014475	-0.015650	-0.019934	0.009043	0.008264	0.001484	0.012210	-0.001879
佐	0.002411	0.015402	0.027573	-0.059121	0.024829	0.032418	0.040557	-0.019023	-0.022330	-0.017919	-0.032227	-0.063625	0.276097	0.076882	-0.067791
群	-0.002391	-0.030581	-0.052185	-0.007380	-0.009889	0.049369	-0.020281	-0.008416	-0.028048	-0.002220	0.005602	0.036111	0.073374	0.123374	0.123302
四	0.031660	0.012765	-0.030670	-0.024251	0.035874	0.068578	0.010786	0.017280	-0.007524	-0.060690	0.068130	0.116571	0.016337	0.018922	0.011703
北	-0.047092	0.052366	0.041655	-0.009830	0.012502	0.027219	0.000831	-0.001188	0.069250	-0.011557	0.068117	0.034923	-0.055269	-0.020318	0.018283
藍	-0.020273	0.033670	-0.006636	-0.035782	0.009731	-0.010478	0.001966	-0.034517	0.006084	0.002438	-0.020356	0.034050	0.045489	-0.028624	0.021445
福	-0.045219	0.114303	0.022815	-0.034605	0.013945	0.074212	-0.024066	-0.074937	-0.113513	-0.036573	0.000238	0.120453	-0.049376	-0.038492	-0.038492
東	-0.249579	0.373756	-0.110409	-0.507159	0.331901	0.741769	-0.068762	-0.249551	-0.054912	-0.487648	0.307014	0.526964	0.316662	0.218433	0.367998
残差計	-0.249579	0.124177	-0.013768	-0.493390	-0.161489	0.580281	0.511519	0.261968	0.207055	-0.280593	0.026421	0.553385	0.870047	1.088470	1.456469

検定期間	不良債権比率(平成14・15年度決算期平均)を基準とした上下四分位行の累積残差												2003/06		
	2002/04	2002/05	2002/06	2002/07	2002/08	2002/09	2002/10	2002/11	2002/12	2003/01	2003/02	2003/03		2003/04	2003/05
上位	-0.107054	0.483651	0.200806	0.219567	0.476381	1.596407	1.476228	1.390563	1.199238	0.714819	1.005568	1.129489	2.316011	2.629936	3.009983
下位	-0.249579	0.124177	-0.013768	-0.493390	-0.161489	0.580281	0.511519	0.261968	0.207055	-0.280593	0.026421	0.553385	0.870047	1.088470	1.456469

表9 モデルの推定結果 (Beaverモデル)

検定期間	自己資本比率	自己資本比率及び不良資産比率 (平成14・15年度決算期平均)	上・下四分位行計30行のデータによる
2002/04	1.311363	1.564708	2002/07
2002/05	1.366806	1.540209	2002/08
2002/06	1.091007	1.068255	2002/09
2002/07	1.217655	1.926874	2002/10
2002/08	0.940353	1.0631835	2002/11
2002/09	0.940353	0.6445931	2002/12
2002/10	0.940353	0.624883	2003/01
2002/11	0.940353	0.973144	2003/02
2002/12	1.029314	1.052627	2003/03
2003/01	0.973144	1.064018	2003/04
2003/02	1.052627	1.954114	2003/05
2003/03	1.573872	1.536593	2003/06
2003/04	2.087800	2.006559	2003/07
2003/05	1.573686		2003/08
2003/06	1.264492		2003/09
2003/07	1.887884		2003/10
2003/08	1.667975		2003/11

率順位、不良債権比率順位どちらの検証においても、下位に属する銀行も含め、この時期からむしろ上昇局面に入っている。この結果からみれば、event day ②の市場への影響は小であったと解することもできるが、既にevent day ①で、外部監査人による厳格監査化への方向転換は十分に周知されており、event day ①から既に4ヶ月が経過した時点では、市場はこの情報を吸収したとも解釈できる。

また、市場に与えたインパクトの度合いを測定するBeaverモデルの推定結果においても、event day ①の発表日の1ヶ月前には市場は大きく反応しており、event day ①のインパクトは大であったと解することができる。このBeaverモデルでの検証においても自己資本比率順位、不良債権比率順位の両方の推定結果では、図4でみるように類似した波形で推移し、さらにインパクトの度数も近似であることは、自己資本比率と不良債権の関係には強い相関があると解釈できる。

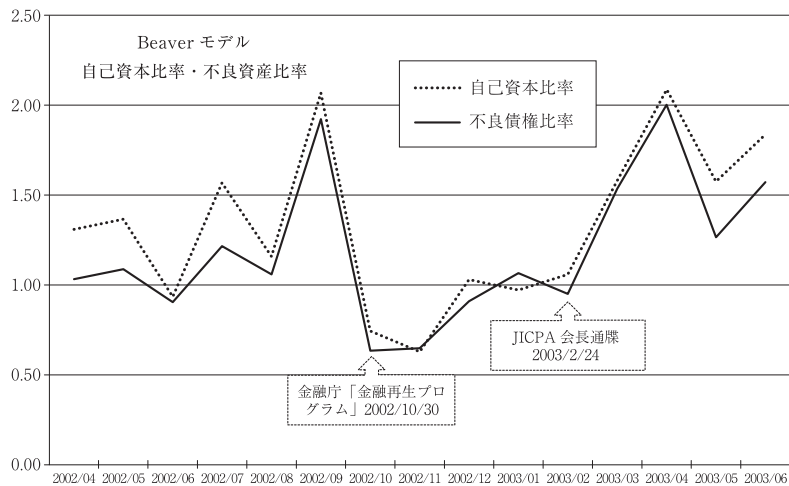


図4 モデルの推定結果 (Beaverモデル)

おわりに

本稿では、わが国の銀行監督行政が裁量行政からルール型行政への転換する際、その重要性が確認された市場規律と、この転換が形として明確に示された、すなわち銀行に対する外部監査人による監査の厳格化とその有効性について、第4節の実証分析により市場の評価と反応を明らかにした。

バブル経済が崩壊し、金融機関の破綻も相次ぐなか、銀行は、自己資本比率の高上げを図り、折しも税効果会計がわが国に導入され、繰延税金資産の会計指針がまだ明確に示されていなかった段階では、繰延税金資産による自己資本比率の高上げが各行で行われていた。不良債権処理問題の早期解決を目指し平成14（2002）年10月30日に金融庁「金融再生

プログラム」が公表され、銀行に対し、資産査定厳格化、自己資本の充実が求められた。経済成長期までのわが国経済の特徴であった銀行や企業による株式の相互持ち合い、旧大蔵省による「護送船団方式」では、特に銀行に対しての外部監査は形式上の意味しかなく、この時期になって初めて外部監査人による監査が厳格に行われるようになったということである。それまでは、銀行に対する大蔵省の金融検査が厳正に行われていたということで、外部監査人による厳格監査は、屋上屋を架すものとされてきた。そもそも、行政目的で行われる銀行に対する金融検査は、預金者保護を主な目的としているもので、その検査結果は、財務諸表の適否について言及するものではない。外部監査の目的は、株主・会社債権者及びその他のステークホルダーの保護を目的としていることにある。また、わが国の外部監査人が企業との関係を長く良好に維持し、非監査主体の組織や業務を深く理解することは優れた特徴と評価できるが、そこには「馴れ合い」が付きもので、数々の粉飾決算に外部監査人が加担した事実もある。銀行のガバナンス構造の特殊性でもみたが、銀行不倒神話も崩れ、実際に、銀行の破綻により、その一般株主に大きな損害を与えた事実もある。この監査の厳格化以降も、監査法人による不祥事が起こってもいる。銀行は、バーゼルⅢやIFRSなどの自己資本の質についての新たな規制への対応を見据え、普通株式の公募増資による資金調達が急がれている。公認会計士には、ステークホルダーの保護のために、公正中立な独立的立場にある第三者としての外部監査人という原点に立ちかえり、今後もより一層、厳格な監査を通じて財務諸表の適否を判断することが求められる。

注

- 1) 川口（2012）153頁を参照。
- 2) 酒井・前多（2004）9-10頁を参照。なお、ここでいう「情報の非対称性」は、経済取引の当事者間で保有する情報の質や量が異なることを指す。
- 3) 川口（2012）128頁を参照。
- 4) 平成17（2005）年4月の預金保険制度の改正により、金融機関が破綻したときに預金保険で保護される預金等の額は、決済用預金（無利息、要求払い等）に該当するものは全額、それ以外の預金については1金融機関ごとに預金者1人当たり元本1,000万円までと利息となった。預金保険の対象となる預金のうち決済用預金以外の預金で元本1,000万円を超える部分及び保険対象外の預金並びにこれらの利息等については、破綻金融機関の財産の状況に応じて支払われるため、一部カットされることがある。なお、1つの金融機関に同じ預金者が複数の定期預金等を持っている場合は、それらの残高を合計（「名寄せ」）して、元本1,000万円までとその利息等が保護対象となる。法人の場合、本社・支店・営業所等がまとめて1預金者として名寄せされる。
- 5) 川口（2004）40頁を参照。
- 6) 日本経済新聞 電子版（2013/5/10）。
- 7) この償却照明制度を銀行の立場からみると、不良債権の引当・償却を税法上の損金（無税）として認定する権限は、国税庁から執行委任を受けた大蔵省（当時）が有しており、大蔵省金融検査部による認定を得なければ、銀行は不良債権の引当・償却を積極的に実施できない環境にあったといえる。
- 8) 「この問題は、すでに1994年3月に改善されていたが、抜本的な制度改革はこの時期である。」酒井・前多（2006）67頁の脚注。

- 9) 鹿野（2006）135-136頁を参照。
- 10) 酒井・前多（2010）154-155頁を参照。
- 11) 銀行業に特有な勘定科目で、取引先の債務を保証し、保証料を徴収する取引を行った場合、取引先に対する求償権等を処理する勘定である。一般事業会社では貸借対照表に計上されないが、金融機関においては、保証料を徴収して保証を行う与信行為の一形態であり、また金額が大きいため、第三者に対する保証債務を「支払承諾」として負債に、取引先に対する求償権を「支払承諾見返」として資産に計上する対照勘定法が採用されている。
- 12) 鹿野（2006）100-112頁を参照。
- 13) 権限が一極集中していた大蔵省の解体論は以前からもあったが、それは主として国家としての総合調整機能である予算編成機能の内閣移管論であった。
- 14) 西村（2003）393-394頁を参照。
- 15) 財政に関する権限は、同様に新設された財務省に移った。
- 16) 金融庁は、当初、金融再生委員会の下に置かれたが、平成13（2001）年1月の同委員会廃止により、内閣府の外局として設置された。
- 17) 鹿野（2006）109-110頁、酒井・前多（2006）136-137頁を参照。
- 18) 鹿野（2006）109-110頁を参照。
- 19) 当初は、G10（昭和37（1962）年10月に、IMF（国際通貨基金）のGAB（一般借入取極）への参加に同意したベルギー、カナダ、フランス、ドイツ、イタリア、日本、オランダ、スウェーデン、英国、米国の10カ国で構成され、昭和59（1984）年10月にGABに参加したスイスを含む）11ヶ国で構成されていたが、現在では、ルクセンブルグ、スペイン、アルゼンチン、オーストラリア、ブラジル、中国、香港特別行政区、インド、インドネシア、韓国、メキシコ、ロシア、サウジアラビア、シンガポール、南アフリカ、トルコの27の国と地域で構成されている。BISの公表資料（<http://www.bis.org/index.htm>, 2013年2月20日アクセス）を参照。
- 20) 翁（2010）263-266頁を参照。
- 21) 佐藤（2007）51-63頁を参照。
- 22) わが国では、平成19（2007）年3月末より適用開始。
- 23) “A Framework for Internal Control Systems in Banking Organisations”, Basel Committee, September, 1998.
- 24) 鹿野（2006）56-57頁を参照。
- 25) これ以前にも、昭和2（1927）年制定の「計理士法」による外部監査制度はあった。
- 26) 実際には、昭和32（1957）年1月1日以降に始まる事業年度から、正規の財務諸表監査が実施された。また、平成18（2006）年6月に「証券取引法等の一部を改正する法律」が成立・公布され、これにより、証券取引法は現在の「金融商品取引法」に改名された。
- 27) 商法特例法を引き継いだ会社法第2条でいう大会社は、資本金5億円以上または負債の総額が200億円以上の株式会社であるが、この時点では、法文上に「大会社」の規定はなく、「資本の額が5億円以上の株式会社に関する特例」とされていた。なお、平成17（2005年）の商法改正においては、商法から会社に関する条項が分離され、新たに「会社法」が制定された（平成18（2006）年5月1日施行）。商法特例法で規定されてきた条項は「会社法」に盛り込まれ、商法特例法は廃止された。
- 28) 杉本・鉛・宮田（1977）5頁を参照。
- 29) EDPS（Electric Data Processing System）、電子計算機によるデータ処理システム。

- 30) 加藤・埴岡 (2002) 20頁を参照。
- 31) 全国銀行協会 (1979) 254頁を参照。
- 32) 日本公認会計士協会の公表資料「銀行等監査特別委員会報告第5号『銀行等金融機関監査の品質管理に関する実務指針』等の廃止について」(http://www.hp.jicpa.or.jp/specialized_field/pdf/2-41-5-2-20070419.pdf, 2013年5月1日アクセス)を参照。
- 33) 監査意見の表明は、4種類の監査報告書が作成される。財務諸表が企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示している時には「無限定適正意見報告書」、適正に表示していない時には「不適正意見報告書」、意見の表明ができない時には意見を表明しない「意見差控の報告書」が作成される。また、範囲区分あるいは意見区分のどちらかに、または両方に除外事項が存在するものの、その除外事項に当該財務諸表を不適正あるいは意見の表明をしないほどの重要性がない場合には「除外事項を付した限定付適正意見報告書」が作成される。このような契約期間の満了以外の事由による監査人の辞退は、「不適正意見」が付されたと同等の意味と解されるのが妥当である。監査人の辞退は、会計監査の厳格化に伴う大手監査法人のリスク回避行動と思量される。詳しくは、加藤 (2010)、木村 (2010) を参照されたい。
- 34) この方法は、わが国の会計学研究領域では、1970代後半から盛んに行われるようになってきている。詳しくは、石塚 (1987)、香村 (1987)、石塚編 (2006) を参照されたい。
- 35) 上位に属する銀行4行 (但馬、鳥取、荘内、福岡) は、未上場や上場時期が推定・検定期間以後であった、あるいはFG化したことによる。これに対して、下位に属する銀行7行 (紀陽、泉州、親和、近畿大阪、北海道、北都、足利) は、破綻後に再建または経営統合されている。

参考文献

- 石塚博司 (1987) 『実証 会計情報と株価』 同文館出版。
- 石塚博司編 (2006) 『実証会計学』 中央経済社。
- 翁 百合 (2010) 「金融監督と金融制度改革」 吉野直行編著『社会と銀行』 放送大学教育振興会。
- 加藤達彦 (2010) 「我が国における限定付監査意見と監査意見の不表明 - 事例研究による分析 -」 『明大商學論叢』 第92巻4号、1-23頁。
- 加藤恭彦・埴岡忠清 (2002) 「わが国銀行監査制度の史的考察—銀行検査制度と外部監査制度を中心に—」 『甲南経営研究』 第43巻3号、1-26頁。
- 川口恭弘 (2004) 「銀行業務の公共性と規制の必要性」 『金融法研究』 第20号、38-46頁。
- (2012) 『現代の金融機関と法〔第4版〕』 中央経済社。
- 木村敏夫 (2010) 「会計監査人交代企業の企業分析 (I)」 『流通科学大学論集—経済・経営情報編—』 第19巻第1号、103-127頁。
- 香村光雄 (1987) 『現代企業会計と証券市場—わが国財務会計の機能分析』 同文館出版。
- 児嶋 隆 (2005) 「銀行監査導入時の諸問題」 『商學論叢』 46巻5号、305-329頁。
- (2006) 「金融検査と監査—足利銀行のケースに関して—」 『経理研究』 第49号、76-86頁。
- 酒井良清・前多康男 (2004) 『金融システムの経済学』 東洋経済新報社。
- 佐藤隆文 (2007) 『バーゼルⅡと銀行監督』 東洋経済新報社。
- 鹿野嘉昭 (2006) 『日本の金融制度 (第2版)』 東洋経済新報社。
- 清水啓典 (1997) 『日本の金融と市場メカニズム』 東洋経済新報社。
- 全国銀行協会連合会・東京銀行協会編 (1979) 『銀行協会30年史』 全国銀行協会連合会。

福田慎一（2006）『金融論—市場と経済政策の有効性』有斐閣。

前多康男（2009）「わが国の金融市場における市場規律の活用の可能性について」『金融研究』第28巻1号、23-46頁。

Shimizu Y. (2007) "Impacts of the BIS regulation on the Japanese economy," *Journal of Asian Economics*, Vol. 18, No. 1, pp. 42-62.

キーワード：銀行の特殊性 銀行規制・監督 金融検査 プルーデンス政策
早期是正措置 自己資本比率規制 公認会計士監査 監査の厳格化

(NAGAI Yasushi)